

オーストラリアにおける問題点と要望

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9 輸出入規制・関税・通関規制	日鉄連	(1)	反ダンピング措置の濫用	<p>・2004年4月1日、厚板へのAD暫定税賦課(日本、韓国、中国、インドネシア)。 2009年4月1日、措置期間満了により措置撤廃。 (継続)</p> <p>・2012年6月15日、日本、韓国、台湾、マレーシアからの熱延鋼板類に対し、AD調査開始。 2012年12月20日、日本・0%(酸洗コイル)及び7.5%(酸洗コイル以外)、韓国・2.6~11.8%、台湾・2.6~8.2%、マレーシアが15.4%のAD税賦課決定。 2017年4月4日、サンセット見直し調査開始。 2017年12月16日、産業・イノベーション・科学研究省による最終決定。日本、韓国、マレーシアに対しては措置撤廃、台湾に対しては措置継続とされた。 (追加)</p> <p>・2013年2月12日、日本、中国、インドネシア、韓国、台湾からの厚板に対するAD調査を開始。 2013年7月19日、台湾を除く4カ国に対し、暫定措置を発動。 2013年12月19日、AD委員会が台湾を除く4カ国(CVDは中国のみ)に対し、クロの最終決定。日本:14.3%、中国:AD:0~22.1%、インドネシア:8.6~19.3%、韓国:0~20.6%のAD税賦課決定、中国には併せて2.6~36.9%のCVD税の賦課が決定。 (継続)</p> <p>・2013年10月24日、日本、韓国、台湾、タイからの形鋼に対し、AD調査が開始。 2014年3月14日、日本、韓国、台湾、タイに対し、暫定措置を発動。 2014年11月20日、日本、韓国、台湾、タイに対し、クロの最終決定。日本:12.15~12.23%、韓国:2.52%~3.24%、台湾:2.20~7.89%、タイ:18.28~19.48%のAD税賦課決定。 (継続)</p> <p>・2014年1月8日、日本、フィンランド、スウェーデンからの合金鋼熱処理厚板に対し、AD調査が開始。 2014年5月19日、日本、フィンランド、スウェーデンに対し、暫定措置を発動。 2014年11月5日、日本、フィンランド、スウェーデンに対し、クロの最終決定。日本:24.5~26.1%、スウェーデン:9.6%、フィンランド:10.8%のAD税賦課決定。 (継続)</p>	<p>・措置の撤廃。</p> <p>・措置の撤廃。</p> <p>・日本に対する調査の中止。</p> <p>・日本に対する調査の中止。</p>	<p>・税関通達2012/661号</p>
	日鉄連					
	日鉄連					
	日鉄連					

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	時計協	(2)	輸入木製品への燻蒸処理実施義務	・木製品の輸入に際し、全て燻蒸処理を輸出前に完成品レベルで実施しなければならない。 (継続)	・規制撤廃。	
	日鉄連	(3)	輸入モニタリング	・2002年4月、輸入鋼材全般を対象とした輸入モニタリングの実施。 (継続)	・規制撤廃。	
	時計協	(4)	時計バンドの輸出入許可の煩雑	・ワニ革の時計バンドを輸出する際には、日本でワシントン条約(CITES)に基づく輸出許可を取る必要があるのに加え、更に輸入業者が輸入許可を取る必要があり、時間と手間がかかる。 (継続)	・輸出側の許可だけで輸入できるようにして欲しい。	・ワシントン条約
	時計協	(5)	ATAカルネによるサンプルの輸出入許可の煩雑	・ATAカルネを使った時計のサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可が必要である。 (継続)	・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可を不要にして欲しい。	
	日機輸	(6)	TPP協定の暫定案文のISDS条項に対する懸念	・TPP協定の暫定案文第9章(投資章)にあるISDS条項(Investor-State Dispute Settlement Clause:投資家対国家間の紛争解決条項)により、TPP参加国とのビジネスにおける偏った訴訟リスクの懸念がある。	・ISDS条項に対する再検討。	・TPP協定の暫定案文
14 税制	日機輸	(1)	BEPS対応の過度な企業税務情報の開示	・A\$100M以上の売上高がある会社について、会社名、売上高、課税所得、法人税額をエクセル形式で開示。課税当局はメディアで取り上げるよう誘導しており、当社のようなコンプライアンス経営に取組む企業まで開示するのは、公平性に欠ける。 (継続)	・開示の即時停止を希望。	・Taxation Administration Act Section 3C, Schedule 5 - Tax secrecy and transparency ・Taxation Administration Act, Section 3CA, Reporting of information by significant global entities
	日機輸			・2016年7月1日以降に始まる決算について、非上場会社であっても、親会社のグローバル連結ベースの売上がA\$1000M以上の場合、上場会社並みの詳細な開示資料の作成し、証券委員会へのファイリングを求める。 (継続)	・従来通りの限定的開示への変更を希望。	
16 雇用	日機輸	(1)	就労ビザ申請要件の厳格化、審査期間の長期化、高コスト	・2017年4月以降の就労ビザの大幅改訂により申請要件が厳格化したことに加え(無犯罪証明書の提出ならびに海外渡航履歴の申告)、これまで2週間から1ヶ月程度だったビザ発給までの審査期間が、2-3ヶ月から半年程度要しており、駐在員派遣に重大な支障が発生している。 ・2017年7月に就労ビザ厳格化の法改正について発表。英語力が必須条件、職業リストの変更、無犯罪証明書の取得義務化など含めた厳しい条件となった。また2018年3月より申請料金も大幅な値上げになった[進展あり]	・就労ビザ申請の要件簡素化および審査の迅速化を早急に対応頂きたい。	・移民法
	日機輸			・外国人労働ビザ(457ビザ)の制度改正に伴い審査が長期化している。 例)ビザの有効期限の短縮化(職種によっては最長2年) 英語テスト実施(免除規定あり)、 無犯罪証明書の提出義務化	・2012年の遠隔地勤務手当の課税、 2013年の申請コストの値上げ、英語力の要件追加に続く、外国人労働者向けの制度変更であり、ビザ取得に関する手続きの簡素化及び審査期間の短期化をお願いしたい。 ・審査の短期化。	
	日機輸					

経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17 知的財産制度運用	日機輸	(1)	私的使用目的での複製の権利制限	<p>私的使用目的で、正規に購入した音楽CDをPCに録音、さらに当該PCから携帯オーディオにコピー、放送番組をタイムシフト視聴するために録音・録画、さらに当該複製物を外出時に視聴するためにスマートフォンに再複製、購入した書籍を電子化してタブレットにコピーする、といったことが現実に行われている。これら行為により、権利者に損害が生じているとは考えられないことから、上記が適法となるように権利制限がなされるべきである。しかしながら、国によっては、そもそもそれら行為が法文上は違法と位置づけられていたり、一部の行為を適法としていても不十分であることがある。</p> <p>なお、日本では、著作権法30条により、比較的広範に私的使用目的での複製を権利制限している。</p> <p>(継続)</p>	<p>現実に即した私的使用目的での複製の権利制限の導入。</p>	<p>・タイムシフト目的での複製について、複製物の再複製は違法となりうるとの注(Note)が記されている(111条)</p>
	製薬協	(2)	Market-size Damage	<p>特許権者である先発メーカーが、自己の特許権を正当に権利行使した後発品に対する差止請求を行なったにもかかわらず、政府(DOH)が market size damageを要求した事件が係属中である。</p> <p>仮に政府の要求が認容され確定すれば、特許権者の権利を間接的に制限しようとする政府による圧力であり、知的所有権の侵害発生を防止するための救済措置や抑止措置が可能なような国内環境を確保することが求められるTRIPSに違反する虞がある。</p>	<p>特許権者側が、審査官に対して意図的に虚偽の応答をした、データを捏造したなど、悪質な手段により不当に権利化した特許の権利行使や、特許権者が無効と知りながら行なった権利行使など権利濫用の場合に限定されるべきである。</p>	<p>・TRIPS 42、44条</p> <p>・Commonwealth of Australia v Sanofi-Aventis & Ors commenced in the Federal Court of Australia</p>
26 その他	日機輸 日機輸	(1)	物流・インフラ未整備	<p>政府方針により、CO2排出減を目的として火力発電所が閉鎖、電力コストが大幅に上昇。特にビクトリア州での上昇が顕著でビジネスへの影響大。</p> <p>・メルボルン港湾局の民営化により、土地賃借料・関連作業費用が上昇。</p>		